



埼玉県報

第 2694 号
平成 27 年(2015 年)
5 月 8 日
金曜日

目次

規則

- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（金融課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（少子政策課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更（都市計画課）
- 県道皆野両神荒川線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- WTO に基づく一般競争入札の中止の公告（経営管理課）

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「厚生労働大臣の指定する」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とする。

第三条第一項中「届出及び申請」を「書類の様式」に、「様式の書類を提出して行うものとする」を「ところによる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前条の歯科技工所台帳 様式第四号

第三条第二項を削り、同条を第二条とする。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第3条関係」を「第2条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第四号を削る。

「
市町村名

様式第五号中「第3条関係」を「第2条関係」に

名称	監視	月	監視
	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	前回		

監視成績	市町村名	名称
B	C	D
	E	

同様式を様式第四号とする。

様式第六号及び様式第七号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

別表第一第五項イ中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第五百号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生（男子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十七年五月十一日（月）から五月二十二日（金）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十七年八月から九月（入隊先による）

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十七年五月二十九日（金）

平成二十七年五月三十日（土）

平成二十七年五月三十一日（日）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第五百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太陽と水と緑のプロジェクト
- 三 代表者の氏名
田島 俊雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字壺丁目百八十四番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広くインドやガーナなど世界の国々と日本の一般市民を対象として、経済的に貧しい人であっても、ソーラーパネルとLEDの恩恵を受けられるようにし、安全できれいな飲み水、農業用水を確保し、有機農法、自然農法を普及させることで安全・安心な食物が食べられる社会の形成をめざし、農村の人たちの自立と生活環境の改善と都市と農村の交流に努め、定期的な講習会、実技指導、調査研究、地域や学校での講演会や見学会の開催による普及啓発に関する事業を促進することで、人と自然の調和がとれた社会づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百二二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる徴収事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永易 俊彦	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百三三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一―二―二〇―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮字小沼千四百九十六番一 外四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万八千九百十七・七二立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	桶川	
市町村名	桶川市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十七年 六月十一日午 後二時から
	場 所	東公民館
公述申出書	提出期間	平成二十七年 五月八日から 平成二十七年 五月二十二日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、桶川市都 市整備部都市 計画課、
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十七年 五月八日から 平成二十七年 五月二十二日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、桶川市 都市整備部都 市計画課、

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年五月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路線名</p>	<p>皆野両神荒川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡皆野町大字国神字関谷六五〇番二地先から同郡同町大字大淵字関口一六番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年五月八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十七年四月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七三・〇五メートル</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第二十三号

平成二十七年埼玉県病院事業告示第十二号（埼玉県立小児医療センター新病院のウォールケアユニット関連機器の調達に関する入札公告）は、取り消す。

平成二十七年五月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇